

令和7年度第2回鹿児島県内水面漁場管理委員会

議 事 錄

1 日程等

(1) 日 時

令和7年8月20日（水）午後1時27分から午後1時55分まで

(2) 場 所

県庁10階漁業調整委員会室

(3) 出席者

次頁のとおり

2 議事内容及び結果

(1) 知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）

→ 原案のとおり制限措置等を定めることを適當とする旨、答申することを決定

(2) 令和7年増殖実績の中間報告について（報告）

→ 意見なし

令和7年度第2回鹿児島県内水面漁場管理委員会

| 区分 | 氏名 | 出欠 |
|--------|-----------------------|----|
| 学識経験者 | (会長) 福留 己樹夫 | ○ |
| 漁業者代表 | (会長職務代理者第1位) 出水 昭彦 | ○ |
| 漁業者代表 | 中村 博文 | ○ |
| 漁業者代表 | 山田 満 | ○ |
| 漁業者代表 | 下川 智美 | ○ |
| 採捕者等代表 | 別府 宏一 | ○ |
| 採捕者等代表 | 大田 勉 | ○ |
| 学識経験者 | (会長職務代理者第2位) 吉田 明彦 | × |
| 学識経験者 | 國師 恵美子 | ○ |
| 学識経験者 | 安樂 和彦 | × |
| (出席者) | | 8人 |
| (欠席者) | | 2人 |

【事務局等】

| 職名 | 氏名 |
|--------------------|-------|
| 次長（水産振興課課長補佐） | 村田 圭助 |
| 書記（水産振興課漁業調整係水産技師） | 竹内 唯 |
| 水産振興課漁業調整係水産技師 | 山神 諒平 |

— 令和7年8月20日（水）午後1時27分開始 —

【開会】

○村田事務局次長

少し早いようですが、皆さん揃われましたので、始めさせていただきたいと思います。

令和7年度第2回鹿児島県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

本日は委員10名中8名の出席をいたしております、鹿児島県内水面漁場管理委員会事務規程第6条第1項に定める定数を満たしておりますので、本委員会は成立いたします。

注意事項です。発言は、挙手の上、議長の了承を得た後に行うようにしてください。また、発言の際は、事務局がマイクをお渡しします。マイクがお手元に届いてから発言を行ってください。

それでは議長に議事進行をお願いいたします。

○福留議長

皆さんこんにちは。議事に入ります前に一言だけ。7月1日に東京での提案行動がありましたので、それについて説明をしておきます。

東日本の岩手県の会長、中部の三重県の会長、西日本ブロックの長崎県の会長と私と事務局の計10名で、4省庁回ってきました。

7月1日は、私たちにとっては普通の7月ですけども、国にとってはちょうど異動日になります。国土交通省は調整官が対応してくれたんですけども、調整官も辞令があって1時間後に提案行動の対応をしてくれました。農林水産省では、提案書をお渡しする水産庁長官が交代されたので、資源管理部長にお渡しました。

特に、環境省とか農林水産省は、提案行動者10名と言いましたけど、国の方が多いです。省によっては20名ほど並んで答えてくれますので、きちんと回答していただきました。前に戻りまして、来年行う場合は、できれば7月1日を避けるように事務局にお願いしたいと思っております。

それでは議事に入ります前に、議事録署名者について私から指名することによろしいでしょうか。

（「はい。」という声あり。）

○福留議長

それでは下川委員と國師委員にお願いしたいんですが、よろしいでしょうか。

○下川委員、國師委員

はい。

【議題1 知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）】

○福留議長

それでは議事に入ります。

議題1は「知事許可漁業に係る制限措置等の公示について」です。これは諮問事項です。県からの説明をお願いします。

○事務局（山神水産技師）

水産振興課の山神です。議題1について説明させていただきます。座って説明をさせていただきます。

制限措置の内容の説明に入る前に、委員改選後、初めての議題となりますので、今回諮問する事項について御説明させていただきます。資料9ページをお開きください。

まず1番、知事許可漁業の制限措置等についてですが、（1）許可等の手続き。令和2年12月に施行された改正後の漁業法により、知事許可漁業の新規許可または許可の更新にあっては、関係各漁業調整委員会、内水面の場合は内水面漁場管理委員会ですね、御意見を聞いて、当該知事許可漁業を営む者の数や、操業実態等を勘案し制限措置を定め、制限措置の内容及び許可等を申請すべき期間を公示することとなりました。

今回、稚うなぎ漁業の許可を行いたいので制限措置及び申請すべき期間を定めることとし、意見を聞くものです。

下の方に括弧で参考と書いてあります、制限措置の内容が、右側の現行という枠内に記載されています。許可をするにあたっては、関係する漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会の意見を聞いて、制限措置として、漁業種類、操業区域、漁業時期、船舶の総トン数、推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格を定めて公示を行うことになります。

（2）許可を行う漁業種類については、稚うなぎ漁業です。2番、許可の基準についてですが、新規の許可にあたり、制限措置を公示した後、公示した船舶等の数を超える申請があった場合は、関係海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会の意見を聞いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可等する者を定めることになっています。こちらの許可の基準についてはもうすでに諮問の上、制定をしておりまして、すでに許可を持っている方であったりだと、漁業を精力的に営んでいる方が優先的に許可をされるような仕組みになっています。

それでは、今回の諮問内容の説明に入らせていただきますので資料は1ペー

ジにお戻りください。本議題は、諮問事項ですので、先ずは諮問文を読み上げます。

(諮問文)

水振第 418 号
令和 7 年 8 月 20 日
(水産振興課扱い)

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 様

鹿児島県知事

知事許可漁業に係る制限措置等の公示について (諮問)

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において準用する第 42 条第 1 項の制限措置の内容等を定めたいので、漁業法第 58 条において準用する第 42 条第 3 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求める。

2 ページ目をお開き下さい。今回公示するのは「稚うなぎ漁業」についてです。当該漁業につきましては、うなぎ養殖用の種苗となる稚うなぎの採捕を目的とした漁業です。

制限措置については資料に示しているとおりです。操業区域は 5 ページ以降に別途示しておりますので、お目通しください。操業区域については、前年度の許可と変更はありません。漁業時期については例年と同様、12 月から 3 月のうち、資源管理措置として操業日数を 90 日間に短縮しております。

なお、許可の有効期間については令和 4 年に承認いただいたとおり、今回公示する漁業時期とします。

許可又は起業の認可をすべき者の数は県内の合計 1,220 名で、うち 8 名がふくろ網の使用となっております。昨年度は制限措置の許可すべき者の数を 1,230 名で公示し、実際の許可数は 1,215 名、うち 8 名がふくろ網使用であり、昨年度と同数程度ですので、許可を行って問題ないと考えております。

申請すべき期間は令和 7 年 9 月 16 日から 10 月 17 日までとします。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひします。

○福留議長

説明が終わりましたけども、ただいまの説明について御意見、御質問等はございませんでしょうか。

私の方からいいですか。昨年と違う点は、特にないっていう話ですか。

○事務局（山神水産技師）

はい。昨年と違う点ですが、まず漁業時期については、日付が変わっております。休漁期間を12月から3月の間で、基本的に月夜を挟むような形で設定をしておりまして、これは実際の採捕する方々の意見を聞いた上での設定となっております。

それから2ページで言うと、6列目の許可または起業すべき漁業者の数です。こちらが県内の各地区に対して人数を設定しているんですが、こちらが若干の変更があるといったところです。大概のところは変更なしでございます。

○福留議長

分かりました。

他に御意見、御質問等あればお願ひいたします。

特にないようですので、議題1は原案のとおり答申することに決定いたします。

【議題2 令和7年増殖実績の中間報告について（報告）】

○福留議長

次に議題2ですけども、議題2は「令和7年増殖実績の中間報告について」です。これは報告事項です。県執行部からの説明をお願いします。

○事務局（山神水産技師）

引き続き、議題2について説明をさせていただきます。資料2の1ページを御覧ください。

県内には14の内水面の共同漁業権があり、第5種共同漁業権が免許されています。内水面という閉鎖的な水面に漁業権を免許するということに鑑み、当該内水面が水産動植物の増殖に適していること、免許を受けたものが水産動植物の増殖を行うことの2つが条件となっておりまして、各漁業権者には資源の増殖が義務づけられています。

この増殖というのは、種苗の放流や人工孵化放流、産卵場の造成など積極的に人為的手段により、水産動植物の数や個体重量を増加させる行為を指します。

そのため、漁法の禁止や漁期の短縮、禁漁区の設定と消極的行為にとどまるものは、増殖行為には含まれません。

1ページに取りまとめておりますのは、今年1月の委員会において定めた増殖目標に対する6月末時点での放流状況で、グレーで網かけしている箇所が各漁協の実績です。

太枠で囲んでいる箇所は、6月末時点で目標が未達成となっているものです。各魚種の状況について個別に御説明します。

あゆにつきましては、毎年春に遡上してくる稚あゆを採捕したものを中心に行っています。特に、自分たちのところの河川であゆを採捕する漁協においては、目標数量が高く設定されており、一部の漁協では目標達成率が低い状況です。

続いてこいですが、コイヘルペスウイルスの蔓延防止策として、放流は実施されていません。

続いてふなですが、すべての漁協において目標達成率が0となっています。ふなに関しては、放流時期がこれからで、種苗販売業者と調整中と聞いています。

続いてやまめですが、現時点で目標未達成となっている広瀬川漁協は、今後実施する予定だということです。

続いてもくずがに、てながえびですが、各組合、今後実施予定とのことです。

続いておいかわですが、広瀬川漁協のみの設定となっておりまして、広瀬川漁協は現在増殖命令への履行中ということで、そちらが完了し次第、着手する予定ということです。

なお、14号の検校川漁協は未報告となっています。

現在の状況の説明は以上です。県としましては、目標の達成に向けて各漁協を指導していくこととしております。説明は以上です。

○福留議長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見、御質問等があればお願ひいたします。

○國師委員

検校川の未報告というのはどういった状況ですか。

○事務局（山神水産技師）

中間報告については、各漁協さんに報告を行ってくださいということで、お願いをしていたところなんですが、検校川の方からは対応していただけていない状況です。

催促をしているところではあるんですが、なかなか連絡が取れなかつたりということがありまして、今回の委員会の報告に数字が間に合わなかつたという

状況でございます。

今後もきちんと報告と放流を行うように、検校川漁協については指導をしていくこととしています。

○國師委員

昨年度まではちゃんと報告されているようですので、今年度も対応していただけるようにお願いしたいと思います。

○福留議長

他にあればお願ひいたします。

○國師委員

広瀬川漁協は今年、かなりいろいろ努力しなきやいけないということだと思いますが、どうでしょうか。達成できそうな状況でしょうか。

○事務局（山神水産技師）

後程、御報告もさせていただきますが、オイカワの増殖命令の方についても精力的に取り組んでもらっているところです。今年についてはきちんと対応してもらえてる状況と思っていますので、今後も経過を観察しながら、必要な指導を行っていこうと考えています。

○福留議長

他にありますか。

○中村委員

中村です。霧島天降川のですね、未達成理由ですが、各漁協も非常に、昔と違いました、稚あゆの遡上が半分以下になってきていて、県が示されているキロ数が達成できないところです。親魚の放流の実施を検討中ことで、人工ふ化のあゆを放流するとあまりよくないということで、天然のあゆをということでやっています。うちの漁協の遡上したあゆを田代水産が養殖しているんですけども、去年も 100 kgの親魚を放流してきました。養殖に関しては、やっぱり天然のあゆは人工のあゆと違って、非常に薬品を使わず、良いということで、今年も田代水産に親魚 100 kgを放流用でと話をしていますので、今年もやろうと思っています。それで対応していきたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。
以上です。

○福留議長

特に質問というわけではなく、報告ですね。他に質問等あればお願ひします。
特にないようすけども、議題2は報告事項なので、これで終了します。

【その他】

○福留議長

本日の付議事項は以上となります、委員の皆様から何か他にありますでしょうか。

ないですね。それでは事務局から何かありますでしょうか。

○事務局（村田事務局次長）

調整係の村田です。お手元の方に、広瀬川漁協による増殖命令の履行状況ということで資料を配布してございます。

増殖命令につきましては、3月28日に発出しておりまして、命令の中では、県が定めた増殖計画に従って、水産動植物の増殖をしなさいというような内容になっております。増殖計画というのが、1つ目が種苗放流、2つ目が産卵場の造成ということになります。

種苗放流については、これまで2回実施しております、甲突川で採捕したおいかわを広瀬川の各支流に放流しております。増殖命令が10kgに対しまして現在6.8kgを放流しております。進捗率としては68%です。

続きまして産卵場造成ですが、これは増殖命令の数量としては、造成箇所4ヶ所以上、面積としては16平米という計画になっております。現在3ヶ所実施しております、7月29日に実施しております。数量としましては、18.76平米ということで、進捗率としては75%です。

次、2枚目以降をめくっていただきますと、おいかわの採捕した場所ですとか、採捕の状況。4ページにいきますと、選別・計量した状況等の写真が掲載されております。甲突川での採捕、放流においては、県の職員の方がしっかりと立ち会い、状況は確認しているところでございます。

めくっていただきまして6ページも計量の状況です。7ページの方に、放流した場所について地図で示しております。本流の広瀬川米ノ津側の支流に2ヶ所、放流しております。

8ページをお開きいただきますと、産卵場の造成についての状況の地図と写真になります。

こういった形で漁協の方がしっかりと対応しているという状況です。
出水市内での放流、産卵場の造成においては、出水市役所の職員も立ち会って、状況を確認している状況です。

産卵場の造成の様子については写真の方を御覧いただいてわかりますように、造成場所の周辺を大きな石で囲って、その中の拳大の石を撤去し、おいかわの産卵に適したような砂礫を中にまくというような形で造成しております。

説明については以上です。

○福留議長

ありがとうございます。この資料は、委員会への履行状況の中間報告と受け取ればよろしいですか。

○事務局（村田事務局次長）

そのような形で結構です。

○福留議長

どこかの時点で公表という形になるんでしょうか。

○事務局（村田事務局次長）

増殖計画の履行について最終的に実績報告を出すというところについては、特に定めはないものなので任意にはなるとは思いますけれども、これまで委員会の中で審議されてきた事項でもございますので、広瀬川漁協の方には、写真等を提出いただいて、最終的には委員会の方に報告させていただきたいと考えております。

○福留議長

分かりました。他に委員の皆さんから何か御意見等があればお願ひします。

○出水委員

今回、おいかわにつきまして、甲突川で採捕して広瀬川まで持って行ってということだろうと思いますが、空気を入れて、迅速に放流したんだろうと思いますが、どうでしょうか。

○事務局（村田事務局次長）

おいかわの採捕については、朝の7時ぐらいから開始しまして、昼過ぎまでかかって採捕しております。7月、8月という非常に暑い時期ですので、水温が上がると魚は弱ってしまうというところもありまして、資料の5ページの方にありますように、タンクの中に氷を入れて少し冷やした状態にして、その上で、酸素をエアレーションとして送りまして運搬をしております。

出水の方にそのまま車の方で運びまして、大体 15 時、16 時ぐらいに現地で放流しました。放流をする際には、その中で何匹死んでいるとか、そういうのをしっかりと確認した上で、放流をしている状況です。

○國師委員

よろしいでしょうか。私も同じところを聞きたいです。

この暑い時期に輸送時 4 尾斃死なので、非常に気をつけて運ばれたんだなと思いながら聞いていました。まだ 60% なので、また放流をする予定でしょうか。

○事務局（村田事務局次長）

命令した数量は 10 kg となっていますので、これを達成するまでは続けてもらいたい、12 月までにやっていただくという形になります。

○國師委員

予定があると思うんですが、やはり真夏はどんな魚も移動ストレスがかかるので、できればあまり水温変化のない 9 月後半か 10 月ぐらいになると、大体水温が 20℃ くらいでおいかわにとっても負担がないのかなと思います。冬になると厳しくなると思うので、11 月くらいまでにできればいいかなと思った次第です。

○福留議長

他に御意見等あればお願ひします。

ないようですので、このことについては終了します。事務局から他にありますか。

事務局からもないようですので、これで第 2 回鹿児島県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきありがとうございます。

【閉会】

○村田事務局次長

ありがとうございました。それでは本日の委員会は終了いたします。

— 令和 7 年 8 月 20 日（水）午後 1 時 55 分終了 —